

## 船橋市職員の定年に係る勤務延長の手続き等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市職員の定年等に関する条例（昭和59年船橋市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）の手續き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(除外職員)

第2条 任命権者は、次の各号の一に該当する職員については、勤務延長を行なうことができないものとする。

- 一 休職、派遣等により職務に従事できない場合
- 二 心身の病気で良好に勤務できないと認められる場合
- 三 勤務成績が良好でないと認められる場合

(勤務延長等の申請)

第3条 所属長は、その所属職員について、条例第4条第1項、第2項又は第4項に規定する措置が必要な場合は、第1項及び第2項にあつては、勤務延長申請書（第1号様式）により、第4項にあつては勤務延長の繰上申請書（第2号様式）により、任命権者に申請しなければならない。

(勤務延長等の承認)

第4条 任命権者は、前条の申請に基づく措置をする場合又は勤務延長されている職員（以下「勤務延長職員」という。）を異動させる場合にあつては、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(職員の同意)

第5条 条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、書面によるものとする。

(昇格及び昇任)

第6条 勤務延長職員の普通昇給及び昇任は行なわないものとする。

第7条 任命権者は、次の各号の一に該当する場合は、職員に辞令を交付しなければならない。

- 一 勤務延長を行う場合
- 二 勤務延長の期限を延長する場合
- 三 勤務延長の期限を繰り上げる場合

#### 四 勤務延長の期限が到来した場合

##### 附 則

1 この要綱は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても、行なうことができる。

(経過措置)

2 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第1条	条例第4条第1項	条例第4条第1項（条例附則第2項において準用する場合を含む。）
第3条	条例第4条第1項、第2項又は第4項	条例第4条第1項、第2項又は第4項（条例附則第2項において準用する場合を含む。）
第4条	条例第4条第3項及び第4項	条例第4条第3項及び第4項（条例附則第2項において準用する場合を含む。）

第1号様式

年 月 日

様

所属長

印

勤 務 延 長 申 請 書

船橋市職員の定年等に関する条例第4条（第1項による勤務延長・第2項による再勤務延長・第2項による再々勤務延長）について下記のとおり申請します。

記

延長予定者の氏名	( 年 月 日生 満 歳)		
所属部・課			
職 名			
職務の級号給	採用年月日	・	・
	勤続年数		年
既に従事している職務の内容			
延長の事由及び期限			
その他参考となる事項			

第2号様式

年 月 日

殿

所属長

印

勤務延長の期限の繰上申請書

船橋市職員の定年等に関する条例第4条第4項の規定による期限の繰り上げについて、下記のとおり申請します。

記

期限を繰り上げる 予定者の氏名	( 年 月 日生 満 歳)		
所属部・課			
職名			
職務の級号給	採用年月日	・	・
	勤続年数		年
既に従事している職務の 内容			
期限を繰り上げる 事由及び期限			
その他参考となる事項			